

平成 29 年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験案内

平成 29 年 5 月 12 日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

◆ 民間企業等で培った柔軟な発想や行動力を愛媛県職員として活かすことができる方を広く募集します。

◆ 第 1 次試験は、受験申込み時に提出していただくエントリーシートによる書類選考です。

◆ 受験申込みは、全てインターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験申込システム」から受け付けます。

＜受付期間 5 月 15 日（月）午前 8 時 30 分～6 月 2 日（金）午後 5 時 15 分＞



愛媛県 イメージアップ
キャラクター
みきやん

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	3 人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和 53 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 民間企業等における職務経験を 5 年以上（平成 29 年 5 月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

- ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で 1 年以上継続して就業（1 週間当たりの所定労働時間が 30 時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。
- イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。
- ウ 雇用契約の期間が 1 年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して 1 年以上となる場合は、その期間を通算することができます。
- エ 休暇・休業・退職等のため、連続して 1 か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。
- オ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1 年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。
- カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。
- キ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が 1 月未満の月については、15 日以上は 1 月として計算し、14 日以下は切り捨てることとします。

※ 本試験と平成 29 年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験会場	合格発表	備考
第1次試験	—	—	7月下旬	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	8月25日(金) ～27日(日)	愛媛県庁	9月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
第3次試験	10月中旬	愛媛県庁	11月上旬	詳細は、第2次試験合格者に通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

なお、第1次試験の合格発表の日時は、7月10日（月）までに、愛媛県採用試験受験申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション（10分間程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います。（課題1題、解答時間1時間30分）
	適性・基礎能力検査	—	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

(2) エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出（システムから入力済みの電子ファイル（Excel形式）をアップロード）してください。（一旦提出されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）

(3) 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

ア 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合

イ 所定の様式又はファイル形式以外（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）の場合

(4) 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(5) エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(6) 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。

- (7) 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (8) 最終合格者は、第3次試験（口述試験）の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (9) 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。（郵送や持参による申込みは受け付けません。）

なお、受付期間は次のとおりです。

平成29年5月15日（月）午前8時30分から6月2日（金）午後5時15分まで

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号の通知及び受験票の交付

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします。（登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月10日（月）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成 30 年 4 月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から 1 年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が 30 歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が 8 年の場合、月額 240,000 円程度です。（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（運転免許証等）を持参の上、午前 8 時 30 分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5 時 15 分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験不合格者	第 1 次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第 1 次試験合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次試験不合格者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 2 次試験合格発表の日から 1 月間	
第 3 次試験受験者	第 1 次試験の得点及び順位、第 2 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 3 次試験の得点及び順位（ただし、第 3 次試験で一定の基準に達しない場合は、その旨）	第 3 次試験合格発表の日から 1 月間	